

令和 7 年第 2 回議会 説明資料

ページ

第 1	令和 6 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の決算について 【議案第 6 号】	
1	収益的収入及び支出	1
2	資本的収入及び支出	3
3	令和 6 年度事業概要	5
4	令和 6 年度決算（目別）	13
5	令和 6 年度福岡地区水道企業団 水道用水供給事業会計予算繰越計算書	29
6	財務諸表	31
7	財政状況	37
8	経営分析	39
第 2	令和 6 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の利益の処分について 【議案第 5 号】	41
第 3	福岡地区水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例案【議案第 7 号】	42
第 4	福岡地区水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の 一部を改正する条例の専決処分について【議案第 8 号】	48
第 5	福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する 条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について 【議案第 9 号】	54
第 6	福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を 改正する条例の専決処分について【議案第 10 号】	56
第 7	福岡地区水道企業団特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について 【議案第 11 号】	59

福岡地区水道企業団

第 1 令和 6 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の決算について

【議案第 6 号】

1 収益的收入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	前 年 度 額 繰 越
	円	円	円	円
第 1 款 水道用水供給事業収益	12,735,143,000	0	12,735,143,000	0
第 1 項 営 業 収 益	11,517,982,000	0	11,517,982,000	0
第 2 項 営 業 外 収 益	1,210,880,000	0	1,210,880,000	0
第 3 項 特 別 利 益	6,281,000	0	6,281,000	0

支 出

区 分	予 算 額				
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	前 年 度 額 繰 越
	円	円	円	円	円
第 1 款 水道用水供給事業費用	12,058,206,000	△ 69,000,000	0	11,989,206,000	78,210,000
第 1 項 営 業 費 用	11,954,078,000	△ 69,000,000	0	11,885,078,000	78,210,000
第 2 項 営 業 外 費 用	99,128,000	0	0	99,128,000	0
第 3 項 予 備 費	5,000,000	0	0	5,000,000	0

収 益 の 収 支 差 額

(△印：減)

合 計 (最終予算額) (A)	決 算 額		増 減 額		備 考
	(B)		(B)－(A)		
円	円	円	円		
12,735,143,000	① 12,738,509,895		3,366,895		
11,517,982,000	11,525,041,080		7,059,080		(うち仮受消費税及び地方消費税 1,047,730,934円)
1,210,880,000	1,207,544,455		△ 3,335,545		(うち仮受消費税及び地方消費税 7,893,430円)
6,281,000	5,924,360		△ 356,640		(うち仮受消費税及び地方消費税 6,488円)

合 計 (最終予算額) (A)	決 算 額		翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
	(B)		(C)	(A)－(B)－(C)	
円	円	円	円	円	
12,067,416,000	② 11,290,098,549		0	777,317,451	
11,963,288,000	11,195,927,505		0	767,360,495	(うち仮払消費税及び地方消費税 493,495,030円)
99,128,000	94,171,044		0	4,956,956	
5,000,000	0		0	5,000,000	

1,448,411,346 円 …… 事業収益 ① 12,738,509,895 円 － 事業費用 ② 11,290,098,549 円

2 資本の収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	前 年 度 額 繰 越 額
第1款 資本の収入	円 4,391,054,000	円 112,420,000	円 4,503,474,000	円 0
第1項 企業債	2,552,000,000	0	2,552,000,000	0
第2項 国庫補助金	711,263,000	112,420,000	823,683,000	0
第3項 出 資 金	1,127,791,000	0	1,127,791,000	0

支 出

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	前 年 度 額 繰 越 額
第1款 資本の支出	円 9,463,844,000	円 1,192,112,000	円 10,655,956,000	円 940,032,000
第1項 設備費	6,071,091,000	1,192,112,000	7,263,203,000	940,032,000
第2項 国営事業等負担金	1,919,456,000	0	1,919,456,000	0
第3項 償 還 金	1,468,297,000	0	1,468,297,000	0
第4項 予 備 費	5,000,000	0	5,000,000	0

資本の収支不足額 5,188,799,723 円

(補てん財源)

消費税資本の収支調整額 713,815,195 円

減債積立金 815,128,155 円

損益勘定留保資金 3,659,856,373 円

(△印：減)

合 計 (最終予算額) (A)	決 算 額 (B)	増 減 額 (B) - (A)	備 考
円	円	円	翌年度繰越額
4,503,474,000	① 4,184,946,000	△ 318,528,000	298,028,000 円
2,552,000,000	2,552,000,000	0	
823,683,000	525,655,000	△ 298,028,000	298,028,000 円
1,127,791,000	1,107,291,000	△ 20,500,000	

合 計 (最終予算額) (A)	決 算 額 (B)	翌 年 度 繰 越 額 (C)	不 用 額 (A) - (B) - (C)	備 考
円	円	円	円	
11,595,988,000	② 9,373,745,723	1,521,648,000	700,594,277	
8,203,235,000	6,026,764,289	1,521,648,000	654,822,711	(うち仮払消費税及び地方消費税 543,025,649 円)
1,919,456,000	1,878,685,018	0	40,770,982	(うち仮払消費税及び地方消費税 170,789,546 円)
1,468,297,000	1,468,296,416	0	584	
5,000,000	0	0	5,000,000	

…… 資本的支出 ② 9,373,745,723円 - 資本的収入 ① 4,184,946,000円

…… 収入に係る消費税より支出に係る消費税が大きいため、この差額を調整した額を
収支不足額に補てんするもの。

…… 令和5年度決算において積み立てた減債積立金の取崩額である。

…… 減価償却費等（非現金支出） - 長期前受金戻入（非現金収入）

3 令和6年度事業概要

当企業団では、構成団体に安全で良質な水道用水を安定的に供給するために、用水供給事業や施設の改良・更新、耐震化等の事業を実施している。

令和6年度は、筑後川流域において平年値程度の降雨量があり、安定して水道用水を供給することができた。

また、主要事業としては、牛頸浄水場と海水淡水化センターの改良・更新、水質管理機能の強化、下原系・夫婦石系幹線管路整備、及び福岡導水施設地震対策事業を推進した。

今後も引き続き、安定的に用水供給を行うとともに、計画的・効率的な事業推進に取り組んでいく。

(1) 用水供給事業

① 用水供給先 6市、6町、1企業団、1事務組合（10市、6町）

福岡市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日那珂川水道企業団、古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町、宗像地区事務組合、糸島市

② 用水供給水量

(単位：m³)

区分	最終予算 ①	決算 ②	増減 ②－①
年間供給水量 (m ³)	91,567,674	91,917,895	350,221
一日平均供給水量 (m ³ /日)	250,870	251,830	960

③ 用水供給料金

○ 用水供給料金（税抜き）

- ・ 基本料金：157円/m³ × 基本水量（基本水量 = 1日最大供給水量 × 調整率）
- ・ 使用料金：10円/m³ × 使用水量

○ 基本料金の減免

- ・ 調整率（67.5％）による軽減を継続
- ・ 五ヶ山ダムによる企業団の増量分を

令和6年4月1日～令和7年3月31日 80％減免

④ 料金収入の推移

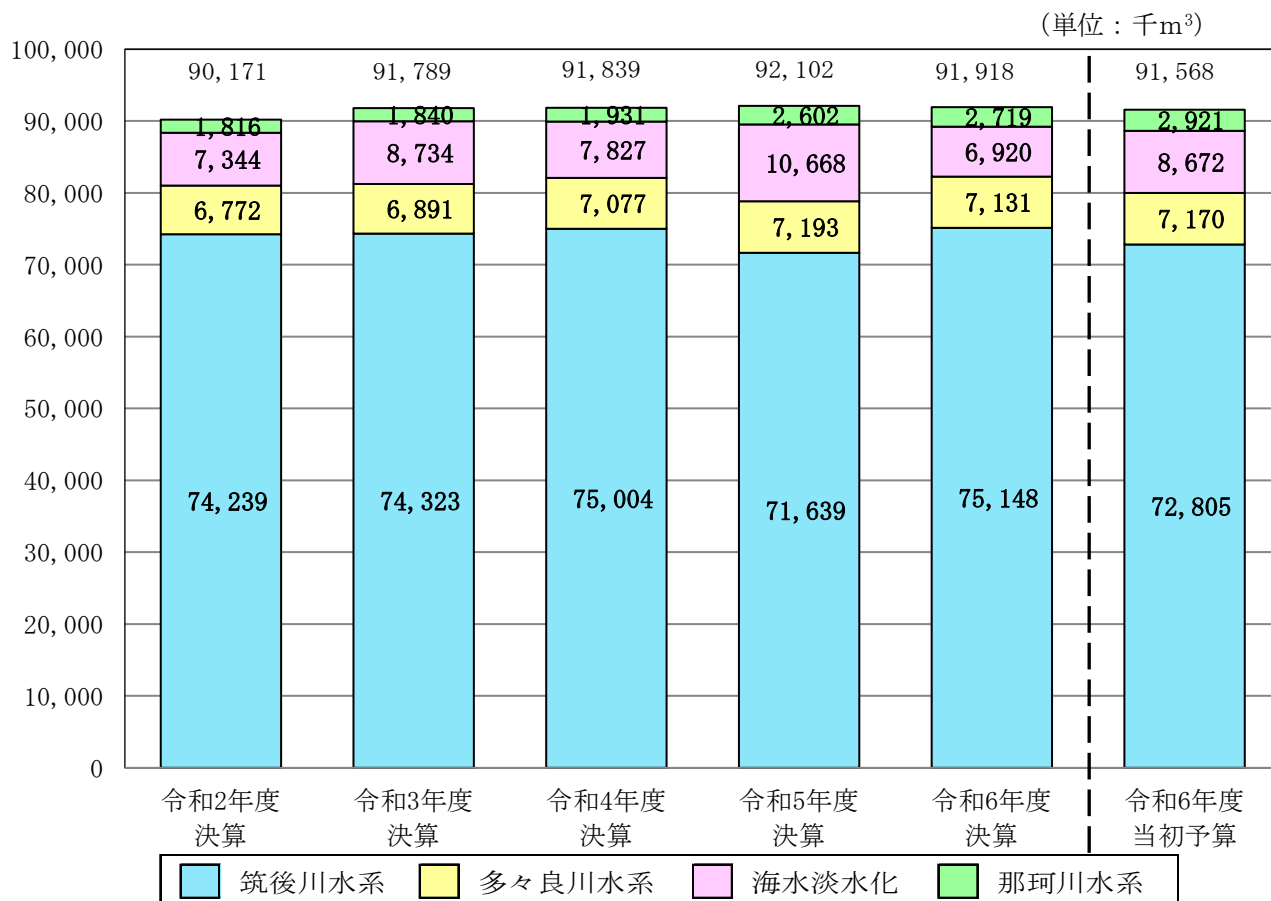
（単位：千円）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基 本 料 金	9,489,277	9,489,277	9,489,277	9,555,789	9,551,802
使 用 料 金	901,708	917,886	918,388	921,016	919,179
小 計	10,390,985	10,407,163	10,407,665	10,476,805	10,470,981
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	1,039,099	1,040,716	1,040,766	1,047,680	1,047,098
合 計	11,430,084	11,447,879	11,448,431	11,524,485	11,518,079

注 令和5年度はうるう年

⑤ 水源別年間用水供給水量

令和6年度の水源別年間供給水量は、当初予算と比較して筑後川水系が3.2%（2,344千 m^3 ）増、多々良川水系が0.6%（40千 m^3 ）減、海水淡水化が20.2%（1,752千 m^3 ）減、那珂川水系が6.9%（202千 m^3 ）減、全体として0.4%（350千 m^3 ）の増である。



【年間供給水量】

(下段は全体に占める割合、単位：%)

水 源	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 決算	令和6年度 決算 ①	令和6年度 当初予算 ②	差 ①－② ()内は増加率
筑後川水系	74,238,998 82.3%	74,323,167 81.0%	75,003,772 81.7%	71,639,177 77.8%	75,148,329 81.8%	72,804,501 79.5%	2,343,828 (3.2%)
多々良川水系	6,771,899 7.5%	6,891,487 7.5%	7,077,200 7.7%	7,192,787 7.8%	7,130,500 7.8%	7,170,273 7.8%	△ 39,773 (△0.6%)
海水淡水化施設	7,343,626 8.1%	8,734,326 9.5%	7,827,325 8.5%	10,667,919 11.6%	6,920,366 7.5%	8,672,400 9.5%	△ 1,752,034 (△20.2%)
那珂川水系	1,816,300 2.0%	1,839,600 2.0%	1,930,500 2.1%	2,601,700 2.8%	2,718,700 3.0%	2,920,500 3.2%	△ 201,800 (△6.9%)
合計	90,170,823 100.0%	91,788,580 100.0%	91,838,797 100.0%	92,101,583 100.0%	91,917,895 100.0%	91,567,674 100.0%	350,221 (0.4%)

注1 単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

注2 那珂川水系については令和2年7月30日用水供給開始

【一日平均供給水量】

(下段は全体に占める割合、単位：m³/日)

水 源	令和 2 年度 決算	令和 3 年度 決算	令和 4 年度 決算	令和 5 年度 決算	令和 6 年度 決算 ①	令和 6 年度 当初予算 ②	差 ①－② () 内は増加率
筑後川水系	203,395 82.3%	203,625 81.0%	205,490 81.7%	195,735 77.8%	205,886 81.8%	199,464 79.5%	6,422 (3.2%)
多々良川水系	18,553 7.5%	18,881 7.5%	19,390 7.7%	19,652 7.8%	19,536 7.7%	19,645 7.8%	△ 109 (△0.6%)
海水淡水化	20,120 8.2%	23,930 9.5%	21,445 8.5%	29,147 11.6%	18,960 7.5%	23,760 9.5%	△ 4,800 (△20.2%)
那珂川水系	4,976 2.0%	5,040 2.0%	5,289 2.1%	7,108 2.8%	7,448 3.0%	8,001 3.2%	△ 553 (△6.9%)
合 計	247,043 100.0%	251,476 100.0%	251,613 100.0%	251,644 100.0%	251,830 100.0%	250,870 100.0%	960 (0.4%)

注 1 令和 5 年度はうるう年

注 2 単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

注 3 那珂川水系については令和 2 年 7 月 30 日用水供給開始

⑥ 構成団体別年間用水供給水量

令和 6 年度の構成団体への供給水量は、供給協定水量（注 1）の約 99.4%であった。

(単位：千 m³)

団 体 名	供給協定水量 A () は合計に占める割合	供給水量 B	B / A (%)
福岡市	50,566 (54.7%)	50,531	99.9
大野城市	5,745 (6.2%)	5,744	100.0
筑紫野市	5,884 (6.4%)	5,346	90.9
太宰府市	4,108 (4.4%)	4,108	100.0
春日那珂川水道企業団	4,156 (4.5%)	4,156	100.0
古賀市	2,991 (3.2%)	2,991	100.0
宇美町	2,395 (2.6%)	2,395	100.0
志免町	2,477 (2.7%)	2,477	100.0
須恵町	1,692 (1.8%)	1,692	100.0
粕屋町	2,727 (2.9%)	2,727	100.0
篠栗町	1,625 (1.8%)	1,625	100.0
新宮町	2,004 (2.2%)	2,004	100.0
宗像地区事務組合	841 (0.9%)	841	100.0
糸島市	5,282 (5.7%)	5,282	100.0
合 計	92,493 (100.0%)	91,918	99.4

注 1 供給協定水量とは、「水道用水供給に関する協定書」に基づく供給水量をいう。

注 2 単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

(2) 主要事業

① 海水淡水化施設の設備更新

海水淡水化センターについては、更新時期を迎えた機器毎に計画的に更新を行った。

- 海水淡水化センター 高圧RO膜設備更新工事（令和5～8年度）
 - 海水淡水化センター 薬注設備外工事（令和5～6年度） 等
- （単位：円）

最終予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額
605,807,000	602,733,200	0	3,073,800

② 牛頸浄水場の改良・更新

牛頸浄水場及びポンプ場施設の機能維持を図るため、計画的に更新を行った。

- 牛頸浄水場 ろ過池防水工事（令和5～6年度）
 - 天拝坂中央配水池 電気設備更新工事（令和5～6年度） 等
- （単位：円）

最終予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額
576,067,000	524,336,340	0	51,730,660

③ 水質管理機能の強化

牛頸浄水場の送水エリアにおける残留塩素濃度低下事象や、送水管路の二重化等による送水環境の変化に対応するため、水質管理機能の強化を実施した。

- 牛頸浄水場 脱水機増設工事（令和5～6年度）
 - 水質計器設置工事（令和5～6年度） 等
- （単位：円）

最終予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額
880,781,000	849,707,100	0	31,073,900

④ 管路の耐震化

下原系・夫婦石系幹線管路整備

管路整備計画に基づき、大規模地震に備えた耐震化、危機対応のための機能強化に取り組んだ。

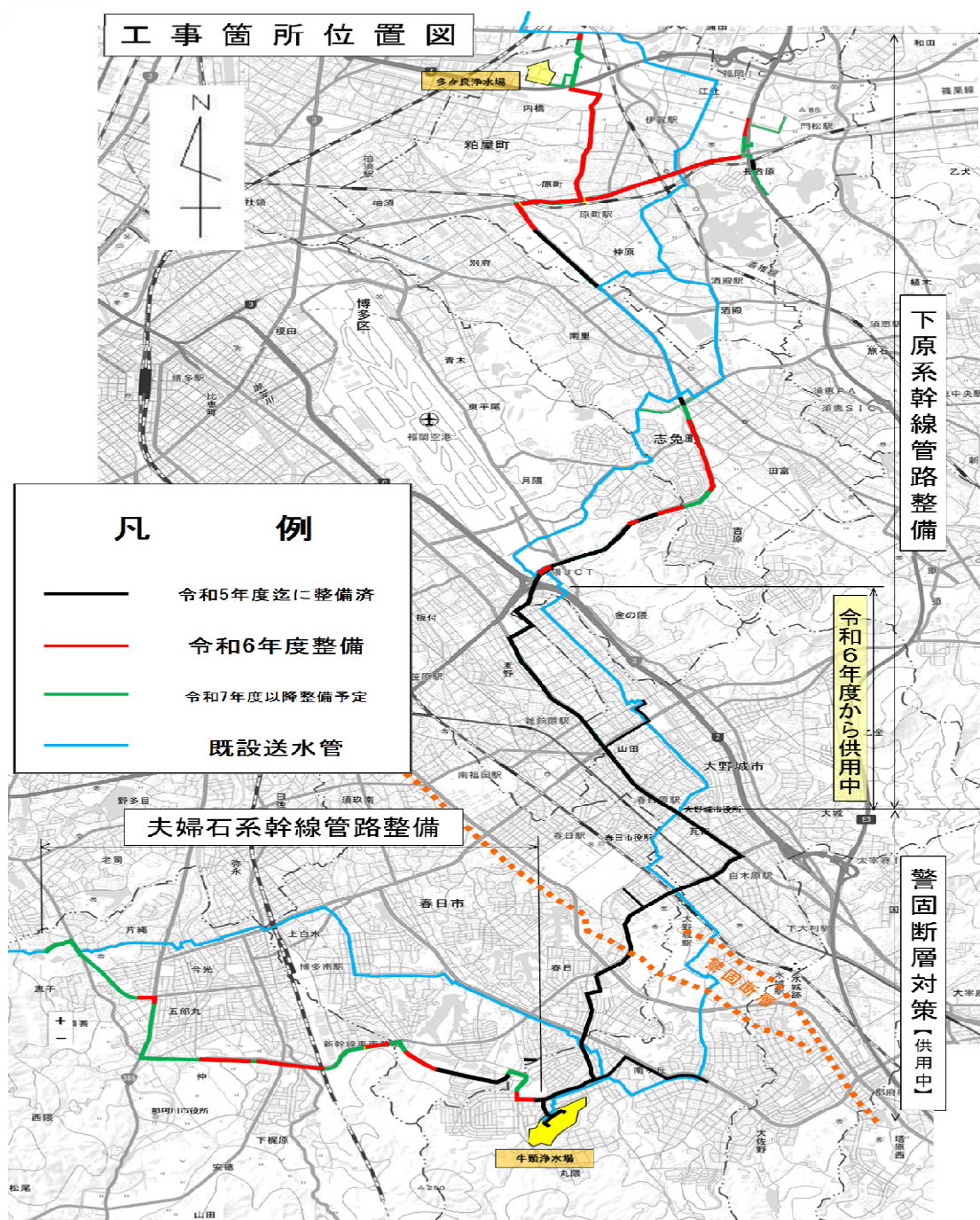
○ 下原系粕屋地区送水管布設工事（その4）（令和6～9年度）

○ 夫婦石系松木地区送水管布設工事（令和5～7年度）等

※下原系の一部供用開始（大野城市役所～博多区西月隈 約5.1km）

（単位：円）

最終予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額
5,606,438,000	3,644,724,638	1,521,648,000	440,065,362



※基幹管路の耐震適合率50.3%（令和6年度末）

⑤ 福岡導水施設地震対策（事業主体：独立行政法人水資源機構）

福岡導水施設の耐震性を確保し、将来にわたり安定的に水道用水を供給するため、事業主体である（独）水資源機構が進める施設の耐震補強やトンネル併設水路築造工事等を実施するもので、当企業団は負担金として費用の一部を支出した。

- 2号トンネル併設水路築造工事
- 1号トンネル併設水路設計
- 思案橋水管橋併設水路築造工事 等

（単位：円）

最終予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額
1,919,456,000	1,878,685,018	0	40,770,982

福岡導水施設平面図（赤字は令和6年度実施箇所）



提供：（独）水資源機構

4 令和6年度決算（目別）

（1）収益的收入

款・項・目		最終予算額 (A)	決 算 額 (B)	増 減 額 (B)－(A)	執行率 (B)/(A)
1. 水道用水供給 事業収益		12,735,143,000	12,738,509,895	3,366,895	100.0
	1. 営業収益	11,517,982,000	11,525,041,080	7,059,080	100.1
	1. 給水収益	11,514,225,000	11,518,079,211	3,854,211	100.0
	2. その他の 営業収益	3,757,000	6,961,869	3,204,869	185.3
	2. 営業外収益	1,210,880,000	1,207,544,455	△ 3,335,545	99.7
	1. 県補助金	32,939,000	32,939,000	0	100.0
	2. 受取利息	5,747,000	10,706,176	4,959,176	186.3

(単位：円、△印：減)

内 訳

用水供給料金

(単位：円)

区 分	最終予算額 ①	決算額 ②	増減額 ②－①
基本料金	9,551,802,000	9,551,802,210	210
使用料金	915,676,000	919,178,950	3,502,950
小 計	10,467,478,000	10,470,981,160	3,503,160
消 費 税	1,046,747,000	1,047,098,051	351,051
合 計	11,514,225,000	11,518,079,211	3,854,211

最終予算額① 決算額② 増減額②－①

配水池まわり電気料負担金等 3,757,000 6,961,869 3,204,869

福岡県水道広域化事業補助金

最終予算額① 決算額② 増減額②－①

1. 預金利息 3,344,000 8,336,176 4,992,176

2. 貸付利息 33,000 0 △ 33,000

3. 有価証券利息 2,370,000 2,370,000 0

款・項・目			最終予算額 (A)	決 算 額 (B)	増 減 額 (B) - (A)	執行率 (B) / (A)
		3. 受 託 収 益	79,059,000	82,393,205	3,334,205	104.2
		4. 構 成 団 体 金 補 助 金	10,158,000	10,158,000	0	100.0
		5. 長 期 前 受 金 入 戻	915,633,000	914,958,796	△ 674,204	99.9
		6. 消 費 税 還 付	162,947,000	150,316,818	△ 12,630,182	92.2
		7. 雑 収 益	4,397,000	6,072,460	1,675,460	138.1
	3. 特 別 利 益		6,281,000	5,924,360	△ 356,640	94.3
		1. そ の 他 益 特 別 利 益	6,281,000	5,924,360	△ 356,640	94.3

(単位：円、△印：減)

内 訳				
構成団体等からの水質検査受託料				
独立行政法人水資源機構への割賦負担金利息に対する構成団体からの補助金				
過去に建設改良費に充当した補助金等に係る当年度収益化に伴う戻入益				
消費税及び地方消費税の還付金				
		最終予算額①	決算額②	増減額②－①
1. 使用済膜譲渡代	(海水淡水化センター)	1,433,000	1,428,900	△ 4,100
2. 脱水ケーキ譲渡代	(牛頸浄水場)	330,000	202,343	△ 127,657
3. 土地使用料等		2,634,000	4,441,217	1,807,217
令和5年度山口調整池災害復旧工事に係る災害復旧費 等				

(2) 収益の支出

款・項・目			最終予算額 (A)	決 算 額 (B)	不 用 額 (A)－(B)	執行率 (B)/(A)
1. 水道用水供給 事業費用			12,067,416,000	11,290,098,549	777,317,451	93.6
	1. 営業費用		11,963,288,000	11,195,927,505	767,360,495	93.6
		1. 原水及び 浄水費	5,969,388,000	5,317,142,770	652,245,230	89.1
		2. 送水費	684,111,000	637,381,754	46,729,246	93.2

(単位：円、△印：減)

内 訳				
	最終予算額①	決算額②	繰越額③	不用額①－②－③
1. 給与費等	436,143,000	429,963,441	0	6,179,559
2. ダム等管理負担金	1,834,379,000	1,570,171,130	0	264,207,870
3. 維持管理費	3,698,866,000	3,317,008,199	0	381,857,801
(1) 牛頸浄水場	1,076,056,000	941,416,825	0	134,639,175
(2) 海水淡水化センター	2,410,396,000	2,190,097,857	0	220,298,143
(3) 水質センター	112,664,000	107,837,847	0	4,826,153
(4) その他	99,750,000	77,655,670	0	22,094,330
	最終予算額①	決算額②	繰越額③	不用額①－②－③
1. 給与費等	135,960,000	133,950,132	0	2,009,868
2. 送水施設維持管理費	548,151,000	503,431,622	0	44,719,378

款・項・目			最終予算額 (A)	決 算 額 (B)	不 用 額 (A)－(B)	執行率 (B)/(A)
		3. 総 係 費	296,545,000	270,077,368	26,467,632	91.1
		4. 議 会 費	14,894,000	13,422,920	1,471,080	90.1
		5. 監 査 費	2,391,000	1,823,220	567,780	76.3
		6. 減 価 償 却 費	4,942,983,000	4,912,341,688	30,641,312	99.4
		7. 資 産 減 耗 費	52,976,000	43,737,785	9,238,215	82.6

(単位：円、△印：減)

内 訳			
	最終予算額①	決算額②	不用額①－②
1. 給与費等	211,001,000	208,297,926	2,703,074
2. 庁舎維持管理費、交流・広報事業等	85,544,000	61,779,442	23,764,558
議員報酬等			
監査委員報酬等			
	最終予算額①	決算額②	不用額①－②
1. 有形固定資産減価償却費（建物等）	3,157,200,000	3,127,977,991	29,222,009
2. 無形固定資産減価償却費（ダム使用権等）	1,785,783,000	1,784,363,697	1,419,303
固定資産除却費			

款・項・目		最終予算額 (A)	決 算 額 (B)	不 用 額 (A)－(B)	執行率 (B)/(A)
	2. 営 業 外 費 用	99,128,000	94,171,044	4,956,956	95.0
	1. 支 払 利 息	99,084,000	94,127,860	4,956,140	95.0
	2. 雑 支 出	44,000	43,184	816	98.1
	3. 予 備 費	5,000,000	0	5,000,000	皆減
	1. 予 備 費	5,000,000	0	5,000,000	皆減
	▲ 特 別 損 失	0	0	0	—
	▲ そ の 他 特 別 損 失	0	0	0	—

▲令和6年度予算なし

(単位：円、△印：減)

内 訳			
	最終予算額①	決算額②	不用額①－②
1. 企業債利息	94,128,000	94,127,860	140
2. 借入金利息	4,956,000	0	4,956,000
▲独立行政法人水資源機構への割賦負担金利息	0	0	0
過年度分手当			
▲令和5年度水資源機構施設災害復旧工事に係る負担金			

(3) 資本的收入

款・項・目		最終予算額 (A)	決 算 額 (B)	翌年度繰越額 (C)	増 減 額 (B) - (A) + (C)	執行率 (B) / (A)
1. 資本的收入		4,503,474,000	4,184,946,000	298,028,000	△ 20,500,000	92.9
	1. 企 業 債	2,552,000,000	2,552,000,000	0	0	100.0
	1. 企 業 債	2,552,000,000	2,552,000,000	0	0	100.0
	2. 国庫補助金	823,683,000	525,655,000	298,028,000	0	63.8
	1. 国庫補助金	823,683,000	525,655,000	298,028,000	0	63.8
	3. 出 資 金	1,127,791,000	1,107,291,000	0	△ 20,500,000	98.2
	1. 構成団体 出 資 金	1,127,791,000	1,107,291,000	0	△ 20,500,000	98.2

(単位：円、△印：減)

内 訳				
建設改良費に充当する企業債				
	最終予算額	決算額	翌年度繰越額	増減額
	①	②	③	②－①＋③
管路整備事業に対する国庫補助金 (生活基盤施設耐震化等交付金等 補助率1/4)	823,683,000 円	525,655,000 円	298,028,000 円	0 円
独立行政法人水資源機構への負担金等に対する構成団体からの出資金				

(4) 資本の支出

款・項・目		最終予算額 (A)	決 算 額 (B)	翌年度繰越額 (C)	不 用 額 (A) - (B) - (C)	執行率 (B) / (A)
1. 資 本 の 支 出		11,595,988,000	9,373,745,723	1,521,648,000	700,594,277	80.8
	1. 設 備 費	8,203,235,000	6,026,764,289	1,521,648,000	654,822,711	73.5
	1. 固 定 資 産 購 入 費	81,341,000	64,936,850	0	16,404,150	79.8
	2. 諸 設 備 費	7,948,337,000	5,804,383,684	1,521,648,000	622,305,316	73.0
	3. 共 同 施 設 負 担 金	173,557,000	157,443,755	0	16,113,245	90.7
	2. 国 営 事 業 等 負 担 金	1,919,456,000	1,878,685,018	0	40,770,982	97.9
	1. 国 営 事 業 等 負 担 金	1,919,456,000	1,878,685,018	0	40,770,982	97.9

(単位：円、△印：減)

内 訳				
	最終予算額①	決算額②	繰越額③	不用額①-②-③
1. 水質検査機器等の購入	56,156,000	40,515,860	0	15,640,140
2. リース資産の購入	25,185,000	24,420,990	0	764,010
	最終予算額①	決算額②	繰越額③	不用額①-②-③
①海水淡水化施設の設備更新	605,807,000	602,733,200	0	3,073,800
②牛頸浄水場の改良・更新	576,067,000	524,336,340	0	51,730,660
③水質管理機能の強化	864,149,000	841,514,300	0	22,634,700
④管路の耐震化	5,606,438,000	3,644,724,638	1,521,648,000	440,065,362
⑤その他	295,876,000	191,075,206	0	104,800,794
共同施設の設備更新関連負担金等				
福岡導水施設地震対策事業負担金				

款・項・目		最終予算額 (A)	決 算 額 (B)	翌年度繰越額 (C)	不 用 額 (A) - (B) - (C)	執行率 (B) / (A)
	3. 償 還 金	1,468,297,000	1,468,296,416	0	584	100.0
	1. 企 業 債 金	1,468,297,000	1,468,296,416	0	584	100.0
	▲ 国営事業等 償 還 金	0	0	0	0	—
	4. 予 備 費	5,000,000	0	0	5,000,000	皆減
	1. 予 備 費	5,000,000	0	0	5,000,000	皆減
	▲ 国庫補助金 返 還 金	0	0	0	0	—
	▲ 国庫補助金 返 還 金	0	0	0	0	—

▲令和6年度予算なし

(単位：円、△印：減)

内 訳
企業債の元金償還金
独立行政法人水資源機構への割賦負担金の元金償還金
消費税確定に伴う国庫補助金返還金

5 令和6年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額 (A)	支払義務 発生額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	左
						企業債
1. 資本的支出	1. 設備費	諸設備費	円 7,008,305,000	円 4,864,351,684	円 1,521,648,000	円 0

の 財 源 内 訳			不 用 額	令和 6 年度からの繰越額の 執行状況 (令和 7 年 6 月末)		説 明
国 県 補助金	出 資 金	損益勘定 留保資金		支出負担 行為額 (D)	執 行 率 (D) / (C) × 100	
円 298,028,000	円 0	円 1,223,620,000	円 622,305,316	円 1,122,210,700	% 73.7	工期の都合等により、年度内に完了しないため。

6 財務諸表

令和6年度福岡地区水道企業団 水道用水供給事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

1	営業収益			
(1)	給水収益	10,470,981,160		
(2)	その他の営業収益	<u>6,328,986</u>	①	10,477,310,146
2	営業費用			
(1)	原水及び浄水費	4,875,535,610		
(2)	送水費	591,437,174		
(3)	総係費	264,376,353		
(4)	議会費	13,245,296		
(5)	監査費	1,758,569		
(6)	減価償却費	4,912,341,688		
(7)	資産減耗費	<u>43,737,785</u>	②	<u>10,702,432,475</u>
	営業損失			225,122,329
				③=②-①
3	営業外収益			
(1)	県補助金	32,939,000		
(2)	受取利息	10,706,176		
(3)	受託収益	74,902,986		
(4)	構成団体補助金	10,158,000		
(5)	長期前受金戻入	914,958,796		
(6)	雑収益	<u>5,669,249</u>	④	1,049,334,207

4	営	業	外	費	用			
(1)	支	払	利	息		94,127,860		
(2)	雑		支	出		<u>1,405,739</u>	⑤	<u>95,533,599</u>
								<u>953,800,608</u>
								⑥=④-⑤
	経	常	利	益				728,678,279
								⑦=⑥-③
5	特	別	利	益				
(1)	そ	の	他	特	別	利	益	<u>5,917,872</u>
							⑧	5,917,872
	当	年	度	純	利	益		⑨
								734,596,151
								⑨=⑦+⑧
	前	年	度	繰	越	利	益	剰
								余
								金
							⑩	500,000,000
	そ	の	他	未	処	分	利	益
								剰
								余
								金
								変
								動
								額
							⑪	<u>815,128,155</u>
	当	年	度	未	処	分	利	益
								剰
								余
								金
							⑫	<u><u>2,049,724,306</u></u>
								⑫=⑨+⑩+⑪

令和6年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業剰余金計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	資本金	剰		
		資本剰余金		
		受贈財産評価額	国庫補助金	県補助金
前年度末残高(A)	105,074,592,932	3,020,228	2,810,751,961	66,141,266
前年度処分額(B)	0	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0
資本金へ組入	0	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0
処分後残高(C) = (A) + (B)	105,074,592,932	3,020,228	2,810,751,961	66,141,266
当年度変動額(D)	1,107,291,000	0	0	0
出資金の受入	1,107,291,000	0	0	0
減債積立金の取崩	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0
当年度末残高(E) = (C) + (D)	106,181,883,932	3,020,228	2,810,751,961	66,141,266

令和6年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高(F)	106,181,883,932	3,365,176,694	2,049,724,306
議会の議決による処分額(G)	0	0	0
資本金へ組入	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0
処分後残高(H) = (F) + (G)	106,181,883,932	3,365,176,694	(繰越利益剰余金) 2,049,724,306

(単位：円)

余金		金			資 本 合 計
余金		利 益 剰 余 金			
その他資本剰余金	資本剰余金合計	減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
485,263,239	3,365,176,694	0	1,315,128,155	1,315,128,155	109,754,897,781
0	0	815,128,155	△ 815,128,155	0	0
0	0	815,128,155	△ 815,128,155	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	815,128,155	△ 815,128,155	0	0
485,263,239	3,365,176,694	815,128,155	(繰越利益剰余金) 500,000,000	1,315,128,155	109,754,897,781
0	0	△ 815,128,155	1,549,724,306	734,596,151	1,841,887,151
0	0	0	0	0	1,107,291,000
0	0	△ 815,128,155	815,128,155	0	0
0	0	0	734,596,151	734,596,151	734,596,151
485,263,239	3,365,176,694	0	(当年度未処分利益剰余金) 2,049,724,306	2,049,724,306	111,596,784,932

令和6年度福岡地区水道企業団 水道用水供給事業貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 8,667,860,956

ロ 建 物 18,832,301,397

減価償却累計額 △ 11,109,756,182 7,722,545,215

ハ 構 築 物 103,024,986,559

減価償却累計額 △ 49,456,994,516 53,567,992,043

ニ 機 械 及 び 装 置 36,692,627,911

減価償却累計額 △ 26,008,395,562 10,684,232,349

ホ 車 両 運 搬 具 9,062,892

減価償却累計額 △ 8,457,456 605,436

ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品 956,400,893

減価償却累計額 △ 790,564,768 165,836,125

トリ ー ス 資 産 120,050,400

減価償却累計額 △ 75,453,360 44,597,040

チ 建 設 仮 勘 定 13,617,799,460

有形固定資産合計 ① 94,471,468,624

(2) 無 形 固 定 資 産

イ ダ ム 使 用 権 29,524,082,180

ロ 水 利 権 3,934,022,839

ハ 施 設 利 用 権 9,588,999,597

無形固定資産合計 ② 43,047,104,616

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 投 資 有 価 証 券 1,500,000,000

投資その他の資産合計 ③ 1,500,000,000

固 定 資 産 合 計 ④=①+②+③ 139,018,573,240

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

9,840,147,097

(2) 未 収 金

1,134,368,477

(3) 保 管 有 価 証 券

5,400,000

(4) 前 払 費 用

179,074

流 動 資 産 合 計 ⑤ 10,980,094,648

資 産 合 計 ⑥=④+⑤ 149,998,667,888

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債	6,293,116,673		
(2) リ ー ス 債 務 金	26,960,040		
(3) 引 当 金	3,931,438		
固 定 負 債 合 計		⑦	6,324,008,151
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債	1,044,395,950		
(2) リ ー ス 債 務 金	17,637,000		
(3) 未 払 金	4,633,994,518		
(4) 預 り 金	41,232,987		
(5) 引 当 金	60,759,000		
流 動 負 債 合 計		⑧	5,798,019,455
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金			
イ 受贈財産評価額	67,065,504		
収 益 化 累 計 額	△ 41,503,636	25,561,868	
ロ 国 庫 補 助 金	44,912,151,378		
収 益 化 累 計 額	△ 22,020,967,462	22,891,183,916	
ハ 県 補 助 金	12,884,181,541		
収 益 化 累 計 額	△ 11,303,855,572	1,580,325,969	
ニ その他長期前受金	582,964,491		
収 益 化 累 計 額	△ 205,125,224	377,839,267	
長 期 前 受 金 合 計		⑨	24,874,911,020
(2) 建設仮勘定長期前受金			
イ 国 庫 補 助 金	1,404,944,330		
建設仮勘定長期前受金合計		⑩	1,404,944,330
繰 延 収 益 合 計		⑪=⑨+⑩	26,279,855,350
負 債 合 計		⑫=⑦+⑧+⑪	38,401,882,956

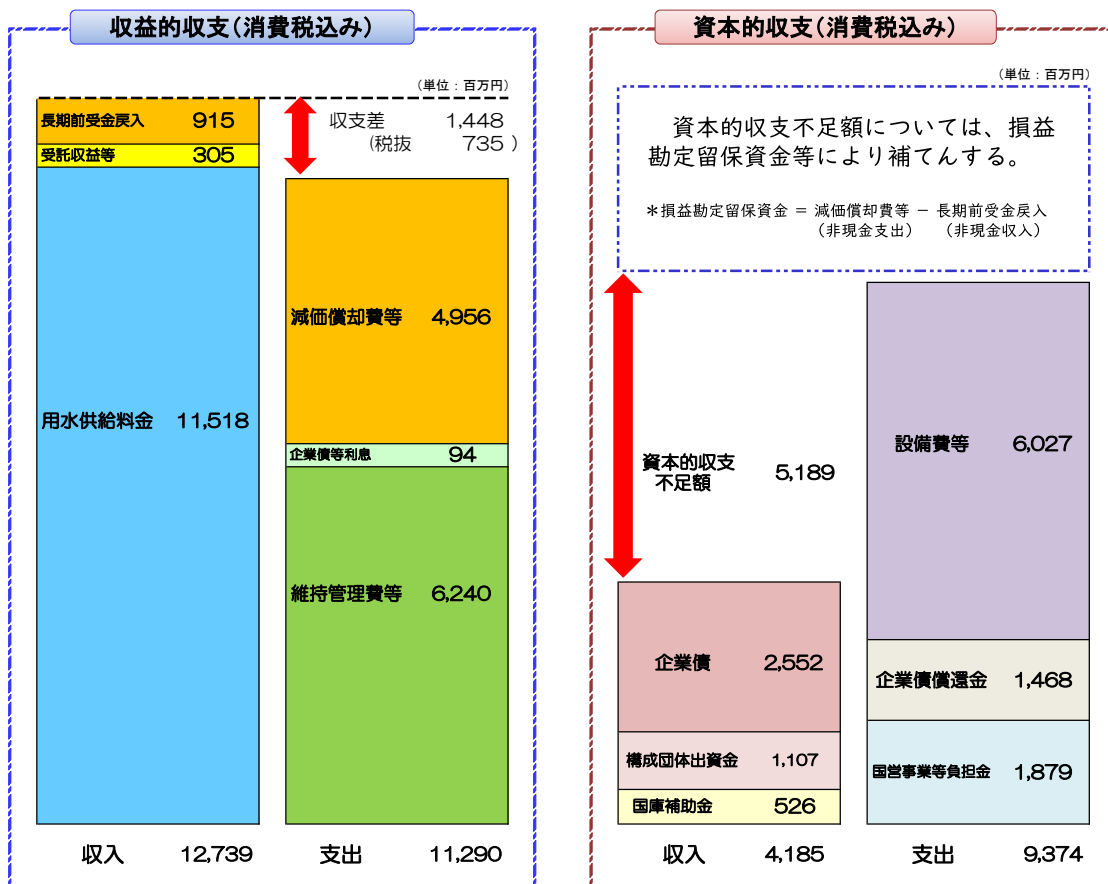
資 本 の 部

6 資 本 金			
(1) 資 本 金			
イ 出 資 金	62,496,804,000		
ロ 組 入 資 本 金	43,685,079,932		
資 本 金 合 計		106,181,883,932	
資 本 金 合 計		⑬	106,181,883,932
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受贈財産評価額	3,020,228		
ロ 国 庫 補 助 金	2,810,751,961		
ハ 県 補 助 金	66,141,266		
ニ その他資本剰余金	485,263,239		
資 本 剰 余 金 合 計		⑭	3,365,176,694
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当年度未処分利益剰余金	2,049,724,306		
利 益 剰 余 金 合 計		⑮	2,049,724,306
剰 余 金 合 計		⑯=⑭+⑮	5,414,901,000
資 本 合 計		⑰=⑬+⑯	111,596,784,932
負 債 資 本 合 計		⑱=⑫+⑰	149,998,667,888

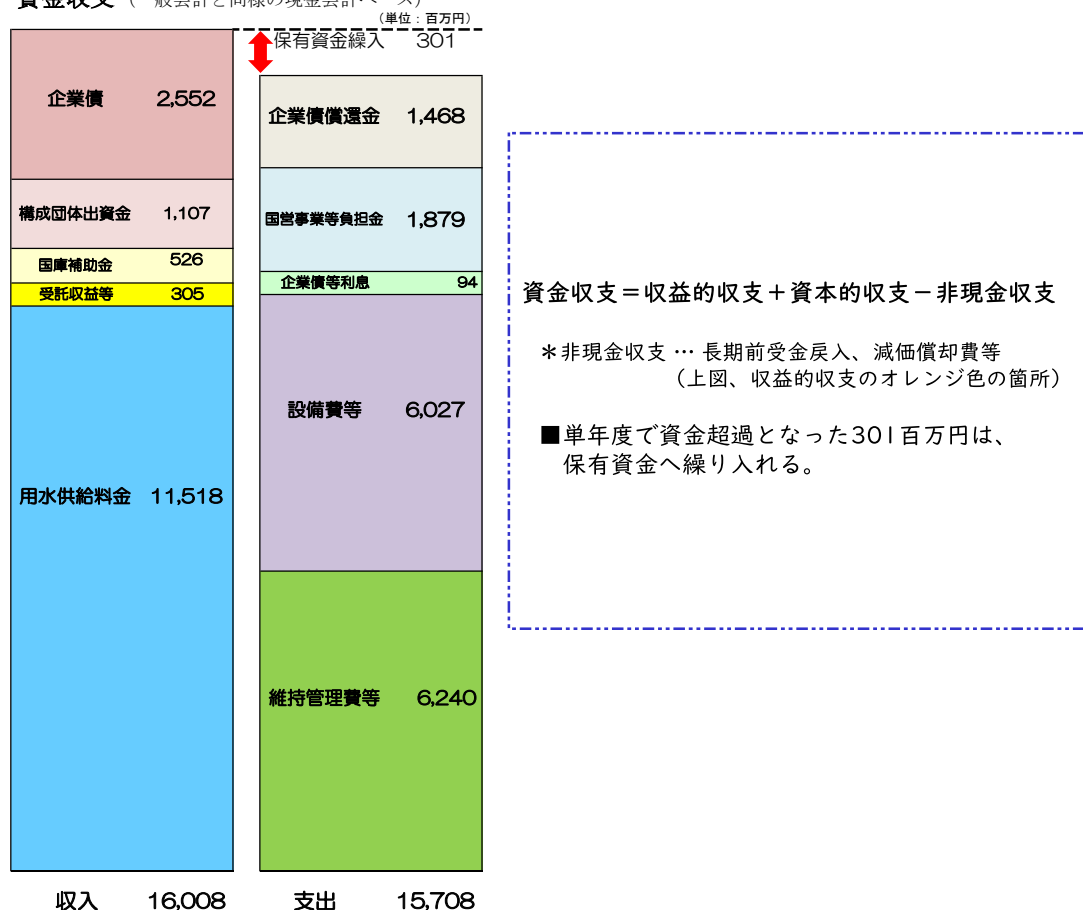
7 財政状況

※ 端数処理の関係で項目ごとの合計は一致しない。

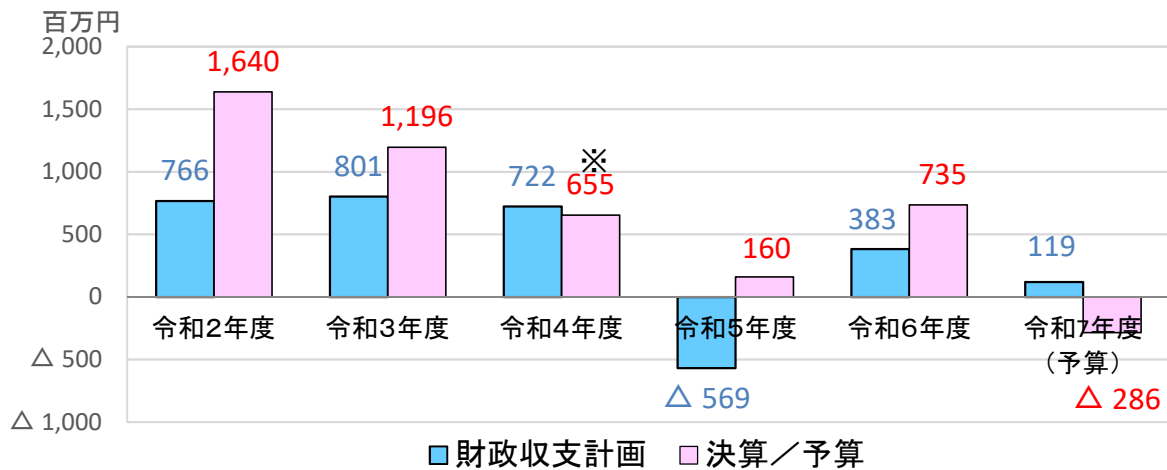
(1) 決算収支



(2) 資金収支 (一般会計と同様の現金会計ベース)

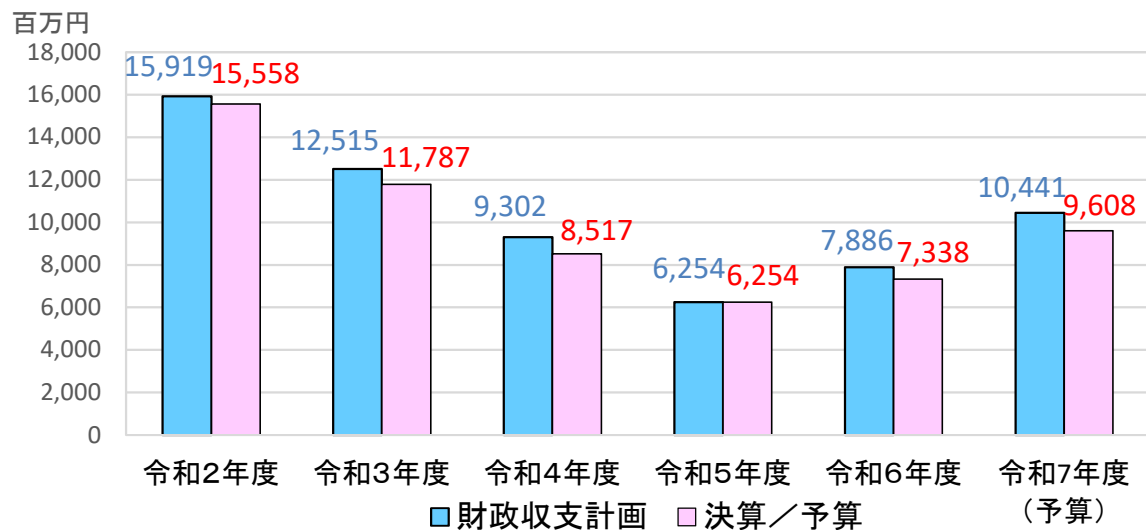


(3) 収益的収支の単年度純損益(税抜き)の推移



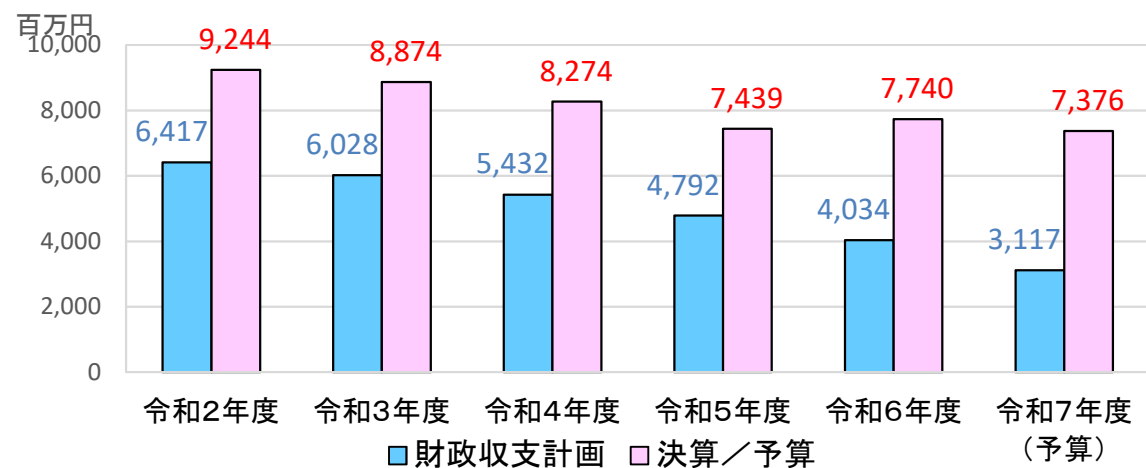
※ 令和4年度の利益は、過年度損益修正益分の利益（非現金）902百万円を含まない。

(4) 企業債残高(税抜き)の推移



※企業債残高のピークは平成12年度 85,687百万円

(5) 年度末資金残高の推移



※年度末資金残高のピークは、平成26年度以降では令和2年度 9,244百万円

8 経営分析

【総括】

令和6年度決算における経営指標については、経営の健全性を示す経常収支比率は、ダム管理等負担金の減や海水淡水化センター動力費の減などによる費用の減少により、前年度と比較して上昇しており、健全経営の水準とされる100%を上回っている。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率についても、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を上回っており、経営の健全性は確保できている。

しかしながら、既存施設の老朽化の進行により、維持管理費や改良・更新事業費が増加し、これに伴う企業債の発行により、企業債残高対給水収益比率の上昇が見込まれる。

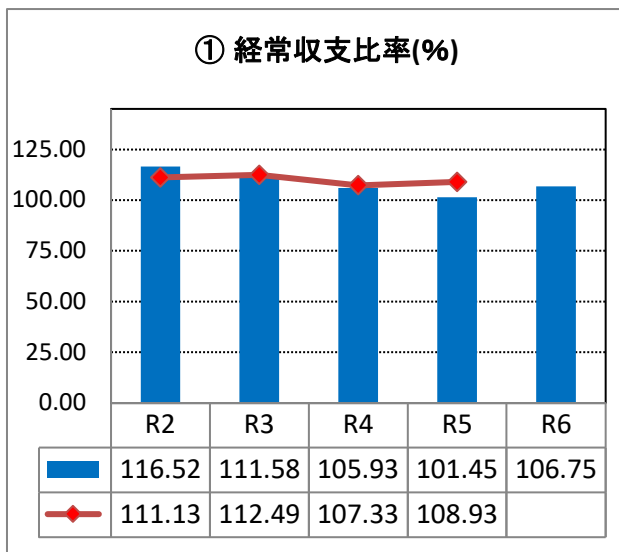
今後の経営に当たっては、老朽化施設の改良更新や地震対策などの事業を適切に推進していくとともに、物価の上昇等が経営に及ぼす影響が大きいことから、中長期的な経営環境の変化も見据えながら、引き続き効率的かつ効果的な経営に努め、健全で安定的な経営を維持する必要がある。

注1 類似団体とは、用水供給事業者をいう。令和5年度は、当企業団を含め66団体。

注2 類似団体にかかる令和6年度決算については未公表である。

《グラフについて》

- ・ ■■■■ は当企業団の数値を、 ◆◆◆◆ は類似団体平均値を示す。
- ・ 【算出式】 【指標の意味】 は、総務省作成の「経営指標の概要」から抜粋した。



【算出式】

$$\frac{\text{経常収益(営業収益+営業外収益)}}{\text{経常費用(営業費用+営業外費用)}} \times 100$$

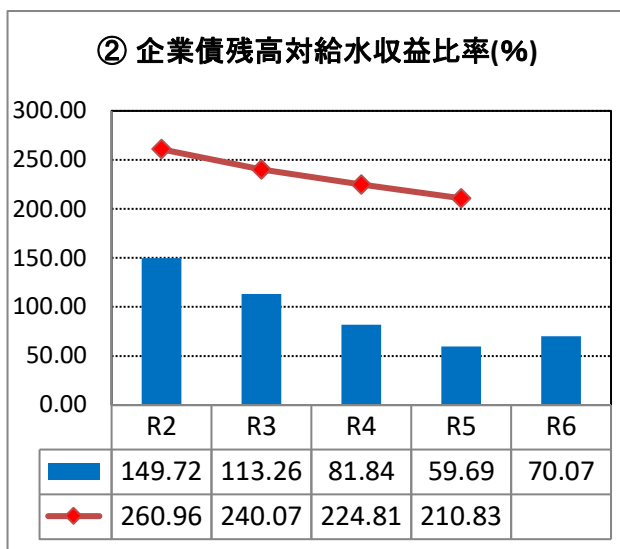
【指標の意味】

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

◎評価

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要である。

当企業団においては、類似団体平均値と同様に、100%以上で推移している。



【算出式】

$$\frac{\text{企業債現在高}}{\text{給水収益}} \times 100$$

【指標の意味】

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。

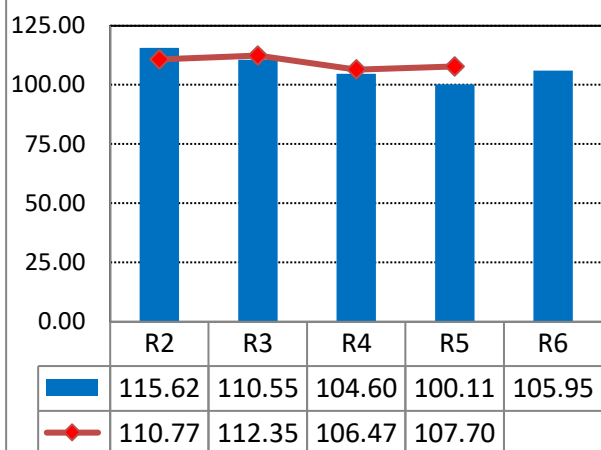
◎評価

令和6年度は、企業債の発行により企業債残高が増加し、企業債残高対給水収益比率は前年度より上昇している。

今後も、既存施設の老朽化に伴う維持管理費や改良・更新事業費の増加による企業債発行により、比率の上昇が見込まれる。

※ 当企業団の令和5年度以前の企業債残高には、独立行政法人水資源機構への割賦償還額を含む。

③ 料金回収率(%)



【算出式】

$$\frac{\text{供給単価（給水収益/年間総有収水量）}}{\text{給水原価}} \times 100$$

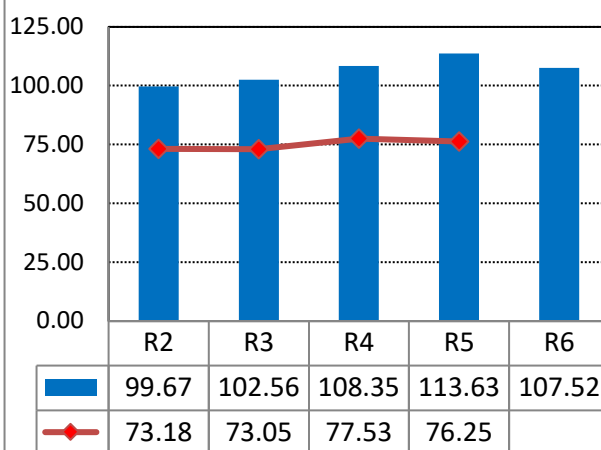
【指標の意味】

給水にかかる費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能である。

◎評価

当企業団は、類似団体平均値と同様に100%を超えて推移しており、給水にかかる費用を給水収益で賄うことができている。

④ 給水原価(円)



【算出式】

$$\frac{\text{経常費用}-\text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$$

【指標の意味】

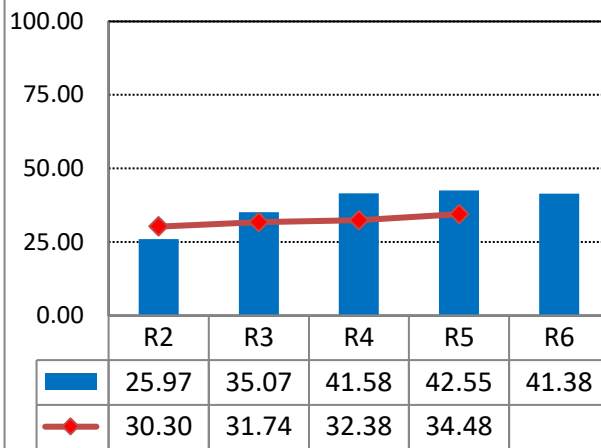
有収水量 1 m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標である。

◎評価

当企業団は類似団体平均値より高い状況にあるが、筑後川からの流域外導水（約25km）や海水淡水化センターに多額の経費がかかることによるものである。

このため、河川の流況に応じて海水淡水化センターの運転水量を調整し効率的な水運用を行うなど、コスト削減に努めている。

⑤ 管路経年化率(%)



【算出式】

$$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

【指標の意味】

法定耐用年数（40年）を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示している。

◎評価

管路経年化率が上昇しているが「管路整備計画」（H26.2策定）において、他都市の実耐用年数の状況及び管体調査の結果から、実耐用年数を最長で80年と設定しており、管路整備事業第Ⅰ期事業としてバックアップ機能の強化を優先し、管路の二重化を推進している。

第2 令和6年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の 利益の処分について【議案第5号】

令和6年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の利益の処分について

令和6年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の利益を次のように
処分する。

	円
1 当年度未処分利益剰余金	2,049,724,306
2 翌年度繰越利益剰余金	2,049,724,306

第3 福岡地区水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案【議案第7号】

1 条例の改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の一部改正に伴い、福岡地区水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例について、所要の規定の整備を行う必要があるもの。

2 改正の内容

当企業団職員の部分休業制度において、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を行うこととするもの。

3 施行期日

令和7年10月1日

4 新旧対照表

43頁から47頁のとおり

福岡地区水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。<u>第7条第3項</u>において同じ。)を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員 (4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア (略) イ 次のいずれかに該当する非常勤職員 (ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。<u>以下</u> (ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの (イ) (略) (部分休業をすることができない職員) 第12条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して企業長が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。))	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。<u>第7条第3号</u>において同じ。)を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員 (4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア (略) イ 次のいずれかに該当する非常勤職員 (ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。<u>以下この(ア)</u>において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの (イ) (略) (部分休業をすることができない職員) 第12条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数<u>を考慮して企業長が定める</u>非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員<u>を考慮して企業長が定める</u>

を除く_____。)とする。 (部分休業_____) 第13条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、就業規程第9条から第12条の3までに規定する正規の勤務時間(非常勤職員(短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（就業規程第15条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は就業規程第20条の3第1項の規定による介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 2 非常勤職員に対する_____部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	を除く。次条において同じ。)とする。 (第1号部分休業の承認) 第13条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は _____, 1日を通じて2時間（就業規程第15条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は就業規程第20条の3第1項の規定による介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 2 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。 (第2号部分休業の承認) 第13条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。
---	--

(部分休業の承認の取消事由) 第14条 <u>第11条の規定は、部分休業につい</u>	(1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間</u> <u>に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> (2) <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> 第13条の3 <u>育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> 第13条の4 <u>育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> 第13条の5 <u>育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると企業長が認める事情とする。</u> (部分休業の承認の取消事由) 第14条 <u>育児休業法第19条第6項において</u>
---	--

て準用する。	<u>準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u> <u>(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> <u>第16条 企業長は、前条第1項の措置を講じるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 前条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 企業長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、企業長が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両</u>
---------------------------------	--

(勤務環境の整備に関する措置) 第16条 (略)	<u>立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 企業長は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (勤務環境の整備に関する措置) 第17条 (略)
--	---

第4 福岡地区水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について【議案第8号】

1 条例の専決理由

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号利用法」という。）が改正されており（令和7年4月1日施行）、条例の引用条文に項ずれがあったことから、福岡地区水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例について、規定の整備等を行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、同条例の一部を改正する条例を令和7年3月24日、次のように専決処分した。

このため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

2 概要

番号利用法の引用条文を修正するほか、所要の改正を行ったもの。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

49 頁から 53 頁のとおり

福岡地区水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

【下線部分が改正部分】

改 正 前	改 正 後
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、福岡地区水道企業団情報公開条例（平成15年福企条例第3号。 <u>以下「情報公開条例」という。</u> ）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。	4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、福岡地区水道企業団情報公開条例（平成15年福企条例第3号。 <u> </u> ）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
5～9 (略)	5～9 (略)
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。 <u>以下</u> 「番号利用法」という。）第2条第 <u>8</u> 項に規定する特定個人情報をいう。	10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。 <u>第12条第5項において</u> 「番号利用法」という。）第2条第 <u>9</u> 項に規定する特定個人情報をいう。
11～13 (略)	11～13 (略)
(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)
第12条 (略)	第12条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで <u>及び第29条の規定</u> は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで <u> </u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	(略)	(略)	第12条第1項	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
第12条第2項	(略)	(略)	第12条第2項	(略)	(略)
第12条第2項 第1号	(略)	(略)	第12条第2項 第1号	(略)	(略)
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項 第2号	(略)	(略)	第38条第1項 第2号	(略)	(略)
（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル			（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>第3項において「個人情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル		

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生_____に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) イ〜キ (略) (2)・(3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己</u>を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下<u>この章及び第48条において</u>「開示請求」という。)をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第27条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下<u>この章において</u>「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2) (略) 3 (略)	ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生</u>に関する事項又は_____これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) イ〜キ (略) (2)・(3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、_____自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下_____「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下_____「開示請求」という。)をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第27条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下_____「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2) (略) 3 (略)
--	--

(訂正請求権) 第31条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。 3 (略) (訂正請求の手続) 第32条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。 3 (略) (利用停止請求の手続) 第39条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定	(訂正請求権) 第31条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下_____「訂正請求」という。)をすることができる。 3 (略) (訂正請求の手続) 第32条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下_____「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下_____「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下_____「利用停止請求」という。)をすることができる。 3 (略) (利用停止請求の手続) 第39条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下_____「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定
--	--

めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する
情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等を行うようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第5 福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について【議案第9号】

1 条例の専決理由

令和7年第1回定例会において原案可決された「福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例」（令和7年4月1日施行。以下、「改正条例」という。）について、建設業法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第106号）施行により、改正条例の引用条文に条ずれがあったため、地方自治法第179条第1項の規定により、改正条例の一部を改正する条例を令和7年3月24日、次のように専決処分した。

このため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

2 概要

建設業法施行令の引用条文の修正を行ったもの。

3 施行期日

令和7年3月24日

4 新旧対照表

55頁のとおり

福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第31条において準用する法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) (略) (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (水道技術管理者の資格) 第4条 法第31条において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第31条において準用する法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) (略) (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (水道技術管理者の資格) 第4条 法第31条において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第6 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について【議案第10号】

1 条例の専決理由

当企業団職員の派遣元である福岡市において、管理職特別勤務手当の支給対象の時間帯を拡大するなどを行う規定の改正が令和7年4月1日から施行されており、「職員の派遣に関する協定書」の趣旨を踏まえ、福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についても同様の改正を行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、同条例の一部を改正する条例を令和7年3月24日、次のように専決処分した。

このため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

2 概要

管理職員特別勤務手当の支給対象の時間帯を拡大するほか、所要の改正を行ったもの。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

57 頁から 58 頁のとおり

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

【下線部分が改正部分】

改 正 前	改 正 後
(管理職員特別勤務手当) 第12条の2 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員（以下「管理職員」という。）が、勤務を要しない日 _____ 、休日又は代休日 （次項において「週休日等」という。）に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により規程で定める勤務に従事した場合に、当該管理職員に対して支給する。ただし、当該管理職員が代休日に勤務することを免除されて休日に勤務した場合は、この限りでない。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u> _____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、当該管理職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。 3 （略） 附 則 2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（<u>附則第3項</u>において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。	(管理職員特別勤務手当) 第12条の2 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員（以下「管理職員」という。）が、勤務を要しない日、<u>勤務を割り振らない日</u>、休日又は代休日 （次項において「週休日等」という。）に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により規程で定める勤務に従事した場合に、当該管理職員に対して支給する。ただし、当該管理職員が代休日に勤務することを免除されて休日に勤務した場合は、この限りでない。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の</u> _____午前5時までの間（<u>週休日等に含まれる時間を除く。</u>）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に、当該管理職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。 3 （略） 附 則 2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（<u>附則第4項</u>において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

9 この条例による改正後の福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第6条及び第16条の規定は、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年福企条例第4号)附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。	9 この条例による改正後の福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第6条及び第16条の規定は、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年福企条例第3号)附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。
---	---

第7 福岡地区水道企業団特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について 【議案第11号】

1 条例の専決理由

当企業団職員の派遣元である福岡市において、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえた旅費の種目及び内容に係る規定の簡素化が令和7年6月1日から施行された。当企業団においても福岡地区水道企業団特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例について、同様の改正を行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、同条例の一部を改正する条例を令和7年5月29日、次のように専決処分した。

このため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

2 概要

特別職職員等の旅費の種目に関する規程の追加など、所要の改正を行ったもの。

3 施行期日

令和7年6月1日

4 新旧対照表

60頁のとおり

福岡地区水道企業団特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

【下線部分が改正部分】

改 正 前	改 正 後
(費用弁償) 第4条 <u>費用弁償として、旅費のほか、特別職の職員及び次に掲げる者がその職務を行うにつき特に必要な経費は、その実費を支給することができる。</u> (1)～(3) (略) <u>2</u> 前項に定めるほか、法令の規定により参考人、証人等として出頭した者及び法令の規定による公聴会に参加した者についても、<u>前項の例により</u>費用弁償として旅費を支給することができる。	(費用弁償) 第4条 特別職の職員がその職務のために旅行したときは、<u>費用弁償として旅費を支給する。</u> <u>2</u> 次の各号に掲げる者に対しては、その参加又は出頭した日数に応じ、費用弁償として旅費を支給する。 (1)～(3) (略) <u>3</u> 前項に定めるほか、法令の規定により参考人、証人等として出頭した者及び法令の規定による公聴会に参加した者についても、<u>費用弁償として旅費を支給することができる。</u> <u>4</u> 前3項の旅費の種目、額及びその支給方法については、一般職に属する企業長の補助職員の例による。